

明治国際医療大学共同研究規則

昭和62年4月1日制定
平成2年4月1日改正
平成9年4月1日改正
平成13年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年7月1日改正
平成23年4月1日改正
平成23年7月1日改正

第1条 この規則は、明治国際医療大学（以下「本学」という。）における共同研究に関する基本的事項について定める。

第2条 共同研究は、主として本学設置学部学科に関する分野の振興を図るとともにその内容を充実・強化することを目的とする。

第3条 共同研究は、本学の専任教育職員および本学以外の機関に所属する者により構成され、本学の施設等を利用して研究を行うものをいう。

第4条 共同研究に従事しようとする者は、次に掲げる書類を添えて研究を行う1ヶ月前までに学長に申請しなければならない。

(1) 共同研究申請書

(2) 研究計画書

(3) 本学以外の機関に所属する者については、所属長の承諾書および本人の研究経歴書

第5条 学長は、前条の申請に基づき、研究委員会の議を経て学長が許可するものとする。

第6条 共同研究の期間は1年とする。ただし、継続して研究する事を学長が認めた場合は、原則として3ヶ年を限度として延長することができる。

第7条 共同研究には、共同研究代表者および共同研究員を置く。

第8条 共同研究代表者は、本学の教育職員があたる。

2 共同研究代表者ならびに研究員の任期は承認された期間内とする。

第9条 共同研究代表者は、共同研究の業務を掌理する。

第10条 研究期間終了後30日以内に別に定める様式による研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

2 研究成果の公表の方法は、全国組織の学会における発表もしくは「明治国際医療大学誌」への論文掲載または単行本の刊行によるものとする。

第11条 共同研究に関する事務は、大学事務局研究支援課において行う。

附 則 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。